



2020年6月25日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森本 孝
(コード：9503 東証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 坂田 道哉
T E L 06-6441-8821

株式報酬制度の一部改定について

当社は、本日開催の第96回定時株主総会においてご承認いただき、指名委員会等設置会社に移行いたしました。

それにあわせ2018年度より導入している当社の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除きます。）および執行役員（国内非居住者である者を除きます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の制度対象者を当社の執行役および執行役員（いずれも国内非居住者を除きます。併せて以下「執行役等」といいます。）へ変更するとともに、本制度を一部改定することにつき、本日開催の報酬委員会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

本制度の一部改定内容は以下のとおりとなります。

- (1) 制度対象者を当社の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除きます。）および執行役員（国内非居住者である者を除きます。）から、執行役等に変更します。
- (2) 外部専門機関の客観的な報酬データに基づく報酬構成等を参考に、当社グループの中長期的な企業業績向上と企業価値増大への貢献意識を更に高めることを目的として、株式報酬の構成割合を増加させております。

※第94回定時株主総会においてご承認いただいた、当社が拠出する金員の上限（3事業年度を対象として、合計480百万円）および取締役等に付与されるポイントの総数の上限（1年当たり190,000ポイント）につきましては変更はありませんが、株式報酬額の増額に伴い、信託を通じて追加で株式を取得する予定です。

【ご参考】

【信託契約の内容】

- | | |
|--------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 執行役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UF J信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 執行役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年8月1日 |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月1日～2021年8月末日 |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年8月1日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 株式の追加取得の金額 | 10百万円（予定）
（信託報酬・信託費用等を含みます。） |
| ⑬ 株式の追加取得の時期 | 2020年8月5日（予定）～2020年8月31日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UF J信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

※本制度の詳細につきましては、2018年4月27日付適時開示「取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

以 上